

新型コロナウイルス感染症対策

国籍相談，帰化申請及び国籍関係の届出を行う皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い，4月13日以降，国籍相談，帰化申請及び国籍関係の届出業務については，緊急性を要する場合を除き，お控えいただくようお願いしていたところですが，6月1日から上記業務を再開しました。

従来どおり，予約制となっておりますので，必ず電話等で予約をした上でお越しいただくようお願いいたします。

また，新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，ご来庁される際は，以下の点にご協力をお願いいたします。

- (1) 発熱・風邪の症状がある等新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は，無理をせず予約をキャンセルしてください。
- (2) 必要最低限の人数でお越しください。
- (3) マスクの着用をお願いします。
- (4) 相談前に検温を行い，発熱の症状が確認された場合は，対応をお断りする場合があります。検温の要否，検温後の対応については，担当者の指示に従ってください。
- (5) 予約時間に合わせてお越しください。

なお，ご不明な点は，岐阜地方法務局戸籍課国籍係までご連絡をお願いします。

岐阜地方法務局戸籍課国籍係 058-245-3181